

(2) 介護予防サービスの利用料金

- ①「週〇回程度の利用が必要な場合」とあるのは、週あたりのサービス提供の頻度による区分を示すものですが、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、利用料及び利用者負担額は変動せず定額となります。
- ②適切なサービス提供等により、結果的に利用者の状態が改善する等、当初のサービス提供区分において想定されたよりも少ないサービス提供になること、またはその逆に多くのサービス提供になることがある場合であっても月の途中での支給区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供を行うこととなります。
- ③事業者が法定代理受領を行わない場合、前記に係る利用料は全額一旦お支払いいただきます。この場合「サービス提供証明書」を交付しますので「領収書」を添えて、お住まいの市区町村に介護予防サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行って下さい。

<介護予防サービス料金表>

サービス提供区分		介護予防訪問介護Ⅰ 週1回程度の利用が必要な場合		介護予防訪問介護Ⅱ 週2回程度の利用が必要な場合		介護予防訪問介護Ⅲ 週3回程度の利用が必要な場合	
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
通常の場合	基本	12,661円/月	1,267円/月	25,311円/月	2,532円/月	40,151円/月	4,016円/月
月途中でサービス提供を開始(終了)する場合	基本	411円/日	42円/日	834円/日	84円/日	1,322円/日	133円/日
初回加算		契約初回月に限り算定					
生活機能向上連携加算		訪問リハビリテーション事業所と連携して計画を作成した場合に算定					

提供時間帯区分	早 朝	昼 間	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

<自由契約料金>

利用内容	利用時間(通常 9:00~18:00)	利用者負担額	
介護保険以外のサービス	1時間あたり	全 額	
	2, 300円		
	1時間以降30分毎に		1, 150円加算
	夜間・早朝加算 (18:00~22:00, 6:00~8:00)		25%割増
	深夜加算 (22:00~6:00)	50%割増	

(3) その他の費用

- ①前日までにキャンセルの連絡がなかった場合は、キャンセル料として2,000円をいただくことがあります。
- ②通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費については実施地域を越えた地点からその実費を請求いたします。
・通常の実施地域を越えた地点から100円/kmとする。
- ③前記の費用を請求する場合には、事前に利用者または家族へ説明し、同意を得るものとします。